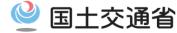
第7次国土調査事業十箇年計画(案)の考え方について



国土調査事業十箇年計画の策定に関する根拠規定

○国土調査促進特別措置法(昭和37年法律第143号)〔抄〕

(国土調査事業十箇年計画)

- 第三条 国土交通大臣は、国土審議会の意見を聴いて、~(中略)~、令和二年度以降の十箇年間に実施すべき国 土調査事業に関する計画(以下「国土調査事業十箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければな らない。
- 2 国土調査事業十箇年計画は、土地基本法(平成元年法律第八十四号)第二十一条第一項の土地基本方針に即し、 かつ、防災に関する施策、社会資本の効率的な整備に関する施策、都市の健全な発展と秩序ある整備に関する施 策その他の関連する施策との連携が図られるとともに、国土調査事業の迅速かつ効率的な実施が確保されるよう に定めなければならない。
- 3 (略)
- 4 国土調査事業十箇年計画には、国土調査事業の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項を定めるとともに、政令で定めるところにより、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量を定めなければならない。 5~7 (略)

今後のスケジュール

4/28 国土審議会 土地政策分科会 企画部会 国土調査のあり方に関する検討小委員会(審議)

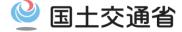


5/11 国土審議会 土地政策分科会 企画部会 合同会議 (小委員会での審議結果を踏まえた審議) (予定)



5月下旬 国土調査事業十箇年計画(及び土地基本方針)の閣議決定

1. 地籍調查関係



地籍調査とは

- ・国土調査法に基づき、毎筆の土地の境界や面積等を調査(主な実施主体は市町村)
- ・国土調査促進特別措置法に基づき国土調査事業十箇年計画を定めて事業を実施
- ・成果は登記所にも送付され、登記簿が修正され、登記所備付地図になる

【地籍調査費の負担割合】

(市町村実施の場合)

特別交付税措置により、都道府県・ 市町村の負担は各々実質5%



公図: 明治の地租改正に伴い作られた図面



准捗状況

- ・ 全国の進捗率は52%(令和元年度末見込み)
- 優先実施地域*での進捗率は79%(令和元年度末見込み)
 - *土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された 地域等を除く地域

地籍調査の主な効果(施策との連携)

正確な土地の基礎的情報(境界、面積等)を明確にすることで、様々な効果が創出

防災対策の推進(復旧・復興の迅速化等)

■東日本大震災における防災集団移転促進事業 (宮城県名取市下増田地区)

約7か月で事業を実施。 地籍調査未実施の場合 (推定)と比較して、





移転先 (地籍調査実施済)

半年~1年の縮減効果。

■平成30年西日本豪雨における直轄砂防事業 (広島県呉市天応地区)

県内で地籍調査未実施 の地区と比べて境界確認 が不要となり、約3か月早 く事業に着手。



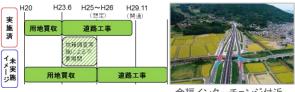


砂防堰堤のイメージ 境界確認の状況

社会資本整備の効率化

■西九州自動車道(伊万里松浦道路) ※国直轄事業 (長崎県松浦市)

事業地区において地籍調査が実施済みであったた め、事業期間が少なくとも約2年(推計)短縮された。



今福インターチェンジ付近

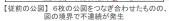
※地方公共団体が実施する社会資本整備総合交付金 事業とも連携

民間都市開発の推進

■六本木六丁目地区第一種市街地再開発事業 (東京都港区)

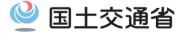
六本木ヒルズ開発では、地籍調査が未実施 であったため、境界確定に4年(うち官民境界 に3年)もの歳月を要した。







全国における地籍調査の進捗率(面積ベース)

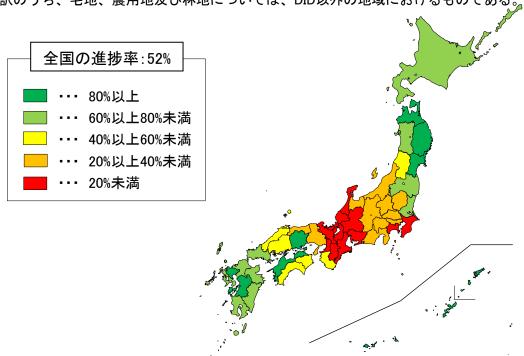


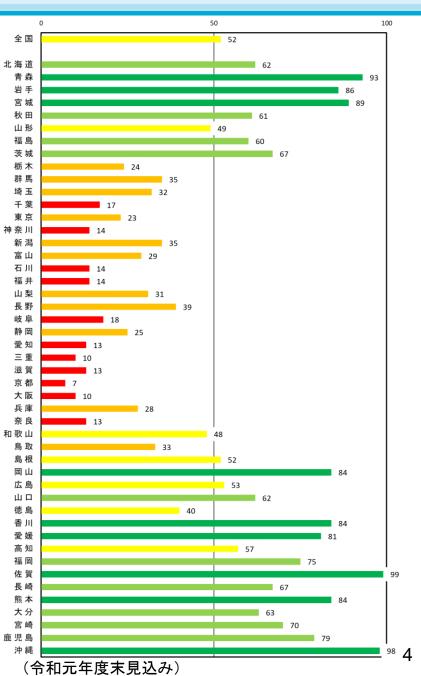
<地籍調査の対象面積とこれまでの実績>

		対象面積(km²)	実績面積(km²)	進捗率(%)
	全 国	287,966	148,450	52
内訳	DID(都市部)	12,673	3,257	26
	宅地	19,453	9,905	51
	農用地	77,690	54,488	70
	林地(山村部)	178,150	80,800	45

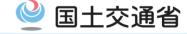
- 対象面積は、全国土面積(377,974km²)から国有林野及び公有水面等を除いた面積である。
- DIDは、国勢調査による人口集中地区のこと。Densely Inhabited Districtの略。人口密度4,000人/km²以上の国勢調査上の基本単位区が互いに隣接して、5,000人以上の人口となる地域。

■ 内訳のうち、宅地、農用地及び林地については、DID以外の地域におけるものである。





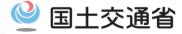
第6次十箇年計画の地籍調査関係の目標等と実施状況



	項 目 ^{※1}	計画目標等 ^{※2}	令和元年度末実績(見込み)		
			実施量	実施量/計画目標	
①地籍調査		21,000 km ²	9,745 km²	約 46 %	
	うちDID(人口集中地区)	(1,800 km²)	(315 km²)	約 18 %	
	うち林地	(15,000 km²)	(7,168 km²)	約 48 %	
②基本調査		3,250 km ²	896 km²	約 28 %	
	うち都市部官民境界	(1,250 km²)	(457 km²)	約 37 %	
	うち山村境界	(2,000 km²)	(439 km²)	約 22 %	
③調査未着手・休止市町村		中間年に解消を目指す 計 604市町村 (未着手市町村: 277 (休止中市町村: 327	令和元年度末時点の 未着手休止市町村 406 市町村 (未着手市町村:142 (休止中市町村:264	平成21年度末時点 からの着手市町村率 約 33 %	
		(約1,500 km²)	(772km²)	約 51 %	
⑤基準点		8,400 点	2,774 点 ^{※3}	約 33 %	
⑥進捗率		49%→57%	52 %	-	
	うちDID(人口集中地区)	21%→48%	26 %	-	
	うち林地	42 %→ 50 %	45 %	_	

- ※1 ①及び⑤以外の項目は、第6次計画から新たに位置付けられた計画内容
- ※2 計画目標等のうち、赤字は閣議決定に定められた目標数値、青字は補足資料に記載された参考数値
- ※3 GNSS測量機の性能向上等によって測量精度が向上したため、基準点測量において、従前は地籍図根三角点の設置に際して必要であった国土地理院による 四等三角点の新設が、H27年度より不要となっており、今後、新設は見込まれない。

土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)



背景•必要性

- 〇人口減少等の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に<u>所有者</u> 不明土地や管理不全の土地が増加。
- 〇所有者不明土地等の増加は<u>生活環境の悪化の原因、インフラ整備</u> や防災上の重大な支障となるなど、対応は喫緊の課題。
- 〇所有者不明土地対策等の観点から、人口減少社会に対応して土地 政策を再構築するとともに、土地の所有と境界の情報インフラである 地籍調査の円滑・迅速化を一体的に措置することが必要不可欠。
- ◆「経済財政運営と改革の基本方針2019」 (令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)
- ・所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、基本方針等に基づき、新しい法制度の円滑な施行を図るとともに、土地の適切な利用・管理の確保や地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について2020年までに必要な制度改正の実現を目指すなど、期限を区切って対策を推進する。



防災上の観点から適正な管理が 求められる土地の例(イメージ)

法案の概要

土地の適正な利用・管理の確保(土地基本法の改正)

- ●人口減少社会に対応し、土地の適正な「利用」「管理」の確保の観点から土地政策を再構築
 - : 法全般(「目的」「基本理念」「責務」「基本的施策」)で、周辺に 悪影響を与えないように「管理」をすることの重要性等を明確化
 - 1. 土地の適正な利用・管理のための「土地基本方針」
 - ・政府が策定する「土地基本方針」(閣議決定)を創設
 - ・適正な利用及び管理を確保する観点からの「基本的施策」の今後の 方向性を明示
 - ▶ 土地に関する計画制度に「管理」の観点を追加
 - ▶ 低未利用土地、所有者不明土地を含め土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導、管理不全土地対策の促進等を図る取組を政府一体となって加速
 - 2. 所有者不明土地・管理不全土地の発生抑制・解消
 - ・適正な「管理」に関する所有者等、国、地方公共団体等の「責務」を規定
 - ・「所有者等の責務」として、登記等権利関係の明確化、境界の明確化に 関する規定を追加
 - ▶ 地籍調査の円滑化・迅速化 不動産情報の充実・最新化 等を図る取組を加速

地籍調査の円滑化・迅速化(国土調査法等の改正)

(一部の規定はR2年6月頃 又は9月頃に施行)

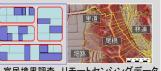
- ●地籍調査の優先実施地域*での進捗率は79%(対象地域全体では 52%)であり、以下の措置を講じることで調査をスピードアップ
 - * 土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域等を除く地域

① 新たな国土調査事業十箇年計画の策定

- ・②、③のような効率的な手法の導入等を盛り込んだ新たな十箇年計画 (令和2年度~)を策定(※予算関連、日切れ扱い)
- ② 現地調査等の調査手続の見直し
 - ・調査のために必要な所有者等への報告徴収権限の付与
 - ・所有者探索のために固定資産課税台帳等を利用可能とする措置の導入
 - ・所有者不明の場合に筆界案の公告により調査を可能とする制度の創設 (省令改正)
 - ・地方公共団体が不動産登記法上の筆界特定を申請できる措置の導入

③ 地域特性に応じた効率的調査手法の導入

- ・都市部:道路と民地との境界(官民境界)を 先行的に調査し、認証を得て公表
- ・山村部:リモートセンシングデータを活用した 調査手法の導入のため、現地立会いルール を見直し

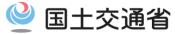


官民境界調査 リモートセンシングデー (航空写真等)

▲効率的な調査手法のイメージ

【目標∙効果】

土地の適正な利用・管理の確保(土地基本法の改正)



人口減少社会に対応し、土地の適正な「利用」「管理」の確保の観点から土地政策を再構築

⇒法全般(「目的」「基本理念」「責務」「基本的施策」)で、周辺に悪影響を与えないように「管理」をすることの 重要性等を明確化

課題:人口減少下での地域の活性化、持続可能性の確保

目的

①土地・不動産の有効活用

(既に利用されているものの最適活用、低未利用のものの創造的活用)

②防災・減災、地域への外部不経済の発生防止・解消 (所有者不明土地対策、管理不全土地対策等)

基本理念・責務

- ○土地の適正な「利用」「取引」とともに適正な「管理」を確保
- 〇土地所有者等の責務を明確化

(登記等権利関係の明確化、境界の明確化に関する規定を追加

基本的施策

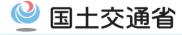
〇土地の適正な「利用」及び「管理」を確保する観点から「基本的施策」を見直し (低未利用土地対策、所有者不明土地対策に関する規定を追加)

土地基本方針(新設)

○「基本的施策」の具体的な方向性を明示

- ・土地に関する計画制度に管理の観点を追加
- ・低未利用土地、所有者不明土地を含め土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導、 管理不全土地対策の促進等を図る取組の推進
- ・既存ストック等の円滑な取引に資する不動産市場整備の推進
- ・地籍調査の円滑化・迅速化し不動産情報の充実・最新化等を図る取組を通じた情報基盤の整備

土地基本方針 骨子案(イメージ)



第一 土地の利用及び管理に関する計画の策定等に関する基本的事項

- 〇人口減少下における土地の管理について地域住民の取組の指針となる構想等の検討
- 〇防災対策等とも連携した地域の持続可能性を高める立地適正化計画の策定 等

第二 適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置に関する基本的事項

- ○税制特例措置やランドバンクの取組による低未利用土地の利用・管理の促進
- ○周辺に悪影響を与える管理不全の土地の適正な管理に向けた対策の推進
- 〇所有者不明土地法の円滑な施行や民事基本法制の見直し等による所有者不明土地問題への対応
- 〇所有者不明のものを含む農地・森林の円滑な利用及び管理の促進 等

第三 土地の取引に関する措置に関する基本的事項

- ○新たな動向に対応した投資環境整備等による不動産投資市場の活性化
- 〇不動産取引に係る税制特例措置や既存住宅流通の促進による不動産流通の活性化 等

第四 土地に関する調査の実施及び情報の提供等に関する基本的事項

- ○地籍調査の円滑化・迅速化及び不動産登記情報の最新化による土地の境界及び所有者情報の明確化
- 〇不動産取引価格情報等の不動産市場の的確な把握に資する情報の整備
- 〇オンライン化の取組も含めた各種台帳連携等による土地・不動産に関する情報基盤の整備・充実 等

第五 土地に関する施策の総合的な推進を図るために必要な事項

- 〇国・地方公共団体の連携協力
- 〇関連分野の専門家等との連携協力
- 〇的確なPDCAによる適時の見直し 等



〇土地基本方針(案)(抜粋) (※令和2年4月のパブリックコメント時点の案)

第四 土地に関する調査の実施及び情報の提供等に関する基本的事項

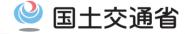
法第18条に基づき、国及び地方公共団体は、適切な役割分担の下、連携して土地の適 正な利用及び管理等のために講じられる土地に関する施策の実施に際して重要である地 籍、地価公示を含む不動産市場の動向等の調査を実施する。国及び地方公共団体は、土 地に関する施策の円滑な実施に資するため、国民に対し、収集した土地に関する情報を 提供するため情報基盤を整備するものとする。

このような趣旨にのっとった、土地に関する調査の実施及び情報の提供等を促進する ため、以下の取組を進める。

1. 地籍調査の円滑化・迅速化と不動産登記情報の最新化

地籍調査について、令和2年3月の土地基本法等の改正を踏まえ、令和2年度から始 まる新たな国十調査事業十箇年計画において、所有者不明等の場合でも調査を進められ るような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査、山村部に おけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性に応じた効率的な調査手法の 導入を促進する旨を定め、同計画に基づき、調査の円滑化・迅速化を図る。
 (以下略)

地籍調査の円滑化・迅速化(国土調査法等の改正)



土地の境界を明確化する地籍調査について、その円滑かつ迅速な実施を図るため、以下の措置を講じるとともに、当該措置による効率的手法の導入を盛り込んだ<u>令和2年度を初年度とする第7次国土調査事業十箇年計画を策定【国土調査促進特別措置法</u>】することとし、地籍調査の優先実施地域での進捗率(※)を、現在の約8割から約9割とすることを目指す。

※優先実施地域*での進捗率は79%(対象地域全体では52%)

* 土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域(大規模な国公有地、手を入れる必要のない天然林等)を除く地域

(1)現地調査等の手続の見直し

現行の課題: 立会を求める所有者の所在が不明な場合等は、調査が困難。

- ①所有者の所在を探索しやすくする
- ②探索しても所有者の所在が不明な場合等には、筆界案の公告等により調査を進め、地籍図を作成できることとする

地籍調査の手続 (概要)

土地所有者の探索



現地調査(所有者の現地立会)



測量

地籍図案の閲覧



完成

これまで

所有者の探索につながる 情報が利用できない



関連情報へのアクセスを

固定資産課税台帳等の情報利用を 可能とする【国土調査法】 所有者の所在不明等により

確認が得られず、調査不可

筆界案の公告により、 調査を実施

(法改正に伴う省令改正で対応 予定) 遠方居住、現地急峻等で現地立会が困難

郵送や集会所での確認 等を導入

例外を設ける【国土調査法】

所有者からの報告徴収を可能 とし、現地立会いルールの 地籍調査主体の調査だけでは筆界の特定が困難

法務省の筆界特定制度 を必要に応じて活用

所有者のほか地方公共団体が 筆界特定を申請できるよう措置 する【不動産登記法】

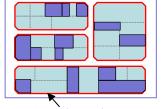
(2)都市部の地籍調査の迅速化

円滑化

○ 防災やまちづくりの観点から、<u>道</u> <u>路等と民地との境界(官民境界)</u> <u>を先行的に調査</u>し、国土調査法上 の<u>認証を得て公表</u>。

官民境界の調査成果について、都道府県知事等の認証を得て公表する特例を設ける【国土調査法】

官民境界の先行調査(イメージ)



調査する官民の境界

※街区を形成する道路等の 管理者等とも更に連携

(3)山村部の地籍調査の迅速化

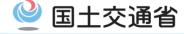
〇 <u>リモートセンシングデータを活用</u> <u>した新手法の導入</u>により、<u>現地で</u> の立会や測量作業を効率化。

所有者からの報告徴収を可能とし、現地立会 いルールの例外を設ける(再掲)【国土調査法】



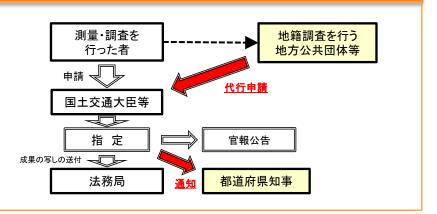
リモートセンシングデータを活用して作成した 筆界案を集会所等で確認(イメージ)

国土調査法のその他の改正内容



◆ 国土調査の成果と同一の効果があるものとしての指定(法19条5項)の制度見直し(民間測量成果等の活用)

- 国土調査を行う者(地方公共団体等)は、国土調査の効率 的な実施のために必要な場合は、<u>測量及び調査を行った者</u> に代わって申請できることとした。
- 国土交通大臣等は、19条5項指定を行った場合には、その 旨を関係都道府県知事へ通知することとした。



◆ 国土交通大臣の援助(地籍アドバイザーの派遣など、地方公共団体等への支援)

・ 国土交通大臣は、国土調査を行う地方公共団体等からの求めに応じ、<u>必要な情報及び資料の提供、国土調査</u> の実施に関する助言を行う者の派遣又はあっせん等、必要な援助を行うことができることとした。

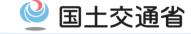
> 地籍アドバイザー(※)の派遣等による地方公共団体への支援を、これまで以上に戦略的に 実施していくことを想定(例えば未着手・休止市町村等への重点的なアドバイザーの派遣等)

※ 地籍調査に関する豊富な経験・知識を有する者(地方公共団体職員(退職者を含む)、 測量士(測量業者の社員等)、土地家屋調査士等)で国に登録された者

◆ 登記簿の附属書類等の閲覧請求の特例(法務局と地籍調査部局との連携強化)

地籍調査を行う地方公共団体等は、利害関係の有無にかかわらず、当該地籍調査に係る土地に関する<u>登記簿</u>の附属書類や筆界特定手続記録の閲覧を請求することができることとした。

第7次国土調査事業十箇年計画(案)(令和2~11年度)の概要(地籍調査関連)



1. 「迅速かつ効率的な実施を図るための措置」を位置付け

○ 令和2年の国土調査法等の改正に基づき、<u>新たな調査手続の活用や、</u> 地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進する旨を記載

2. 地籍調査の円滑化・迅速化を見込んだ事業量を設定

○ 効率的な調査手法の導入により、第6次十箇年計画における<u>実績事業量</u> 約1万k㎡と比較して1.5倍の進捗を目指すよう、事業量を設定

調査の実施にあたっては、防災対策、社会資本整備、都市開発、 森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携

3. 新たな指標(優先実施地域での進捗率)の提示

○ 優先度の高い地域から地籍調査を実施するとともに、国民に対しその進捗を分かりやすく説明する観点から、 第6次計画において用いている「調査対象地域での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域での進捗率」を提示

効率的な調査手法の例 【新たな調査手続の活用】 ○ 所有者探索のための固定資産課税 台帳等の利用 ○ 新たな現地立会いルールの活用 等 【地域特性に応じた調査手法の導入】 ○ リモートセンシングデータ(航空写真等)の活用 等

計画事業量

□ 十箇年間で 15,000km^{*}

進捗率目標

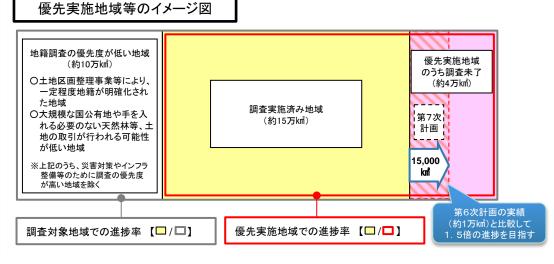
□ 優先実施地域での進捗率

現在:79% → 10年後:87%

(約9割)

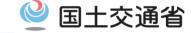
■ 調査対象地域全体での進捗率 現在:52% → 10年後:57%

(約6割)

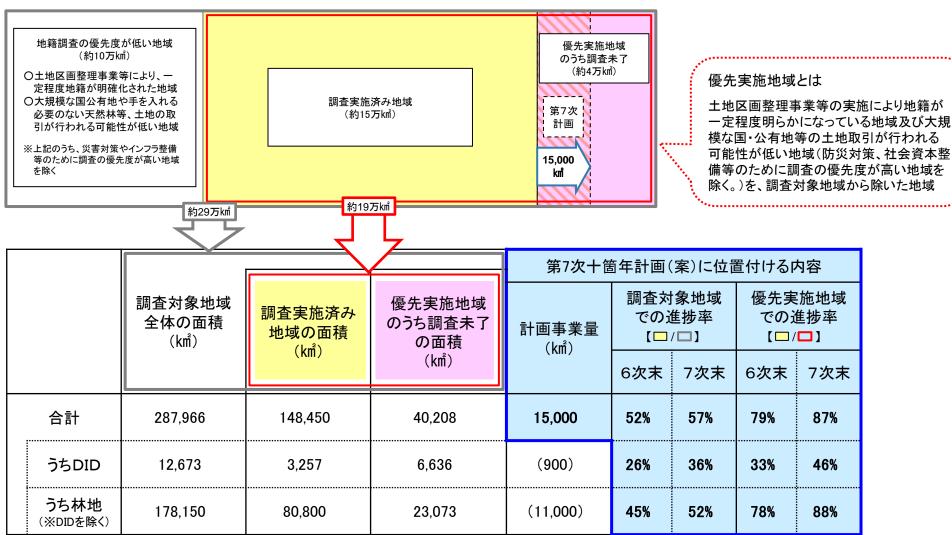


※上記のほか、民間等の測量成果の活用や、未着手・休止市町村の解消を計画に位置付け。

第7次十箇年計画(案)に位置付ける地籍調査の事業量・進捗率

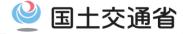


<優先実施地域等のイメージ図>



- ※1 調査対象地域等の面積は、第7次計画の策定にあたり、精査したものである。
- ※2 調査実施済み地域の面積は、地籍調査以外の成果の活用(19条5項指定)による地籍の明確化を含む、地籍整備が実施された面積であり、令和元 年度末までの累計値(見込み)である。
- ※3 都市部(DID)の進捗率目標については、地籍調査の事業量(900km)に加え、19条5項指定(民間測量成果等の活用)が一定程度(約400km)行われることを想定し、数値を算出。

基本調査による効率的な調査手法の導入の促進



第7次十箇年計画(案)における基本調査の計画事業量 : 450 km²

計測結果等を基にした

各種データの整備・提供

地籍調査の円滑化・迅速化のために導入する地域特性に応じた先進的・効率的な手法について、国が当該手法を活用して地籍調査に役立つ基礎的な情報を整備するとともに、周辺の地方公共団体も含めてそのノウハウの普及・定着を図る。

■ 効率的手法導入推進基本調査〔令和2年度~〕

※ 第6次計画において実施していた「都市部官民境界基本調査」及び「山村境界基本調査」を統合し、「効率的手法導入推進基本調査」へ一本化

事業概要

地域特性に応じて実施

○ MMS(モービルマッピングシステム)等活用型

MMSによる計測データや民間測量成果、公物管理者が保有する情報等を活用した迅速な官民境界情報等の整備、効率的な地籍調査手法の普及のため、国が官民境界に関する基礎的情報を整備

MMSの成果や民間測量

成果、公物管理者情報か



民間測量成果の活用

公物管理者情報の活用

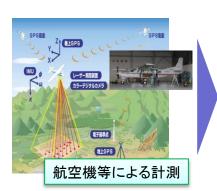
- ・MMSを搭載した車を走行させることで広範囲のデータを短期間で計 測可能であり、現地測量コストを削減。
- ・現地の写真や三次元データ、その他既存データを基にした現地立会いによらない効率的な確認手法(筆界案送付)に活用可能。

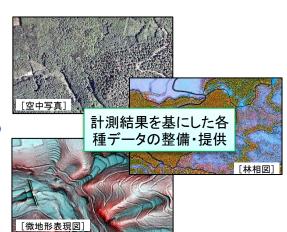
(参考)MMS(モービルマッピングシステム)とは

車両等に3Dレーザスキャナ・カメラ及び自車位置姿勢データ取得装置を搭載し、移動しながら道路及び周辺の地形・地物等を計測するシステム。数値地形図データ等が効率よく作成できる。

○ リモートセンシングデータ活用型

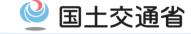
リモートセンシングデータを活用した効率的な地籍調査手法の導入 推進のため、引き続き国がリモートセンシングデータを整備





- ・航空機等を用いて空中写真や航空レーザ測量成果等のリモートセンシングデータを広範囲で取得することで、机上で測量作業が可能となり、山村部での現地測量コストを削減。
- ・リモートセンシングデータを活用して作成した筆界案を集会所等で確認することにより、現地立会いによらない効率的な確認手法に活用可能。

第7次十箇年計画(案)に位置付けられているその他の事項



関係省庁との連携と地方公共団体等への支援

地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置の導入については、

▶ 関係省庁において連携を図りつつ促進。

例: 筆界特定制度の活用等に関する、法務省との連携 リモートセンシングデータの活用等に関する、林野庁との連携等

▶ 地籍アドバイザーの派遣や基本調査の実施による効率的手法の事例の蓄積・普及、地方公共団体と法務局との連携の促進等を通じ、地方公共団体等への継続的な支援を実施。

※「地籍整備の推進に関する政策評価」(令和元年12月6日、総務省公表)も踏まえた対応。

地籍調査以外の測量成果の活用

▶ 国土調査法19条5項指定制度について、これまでの民間事業者等による申請に加え、今般の法改正によって創設した代行申請の仕組みの活用を促進するとともに、街区を形成する道路等の管理者等との更なる連携を促進。

未着手・休止市町村*の解消

*市町村には特別区を含む

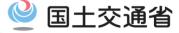
▶ 地籍調査に未着手の市町村又は休止中の市町村について、それぞれの地域の実情を踏まえた対策 等を講じることにより、その解消を目指す。

【参考】令和元年度末時点の地籍調査の着手状況

完了	実施中	休止中	未着手
519	816	<u>264</u>	<u>142</u>
(30%)	(47%)	<u>(23%)</u>	

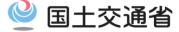
【課題解決型のアプローチ】

- 地籍アドバイザーの重点的な派遣や、民間 への包括委託制度の更なる活用促進
- 必要な予算・体制の規模感等の発信による 地方公共団体の心理的障壁の除去



2. 土地分類調查関係

土地分類基本調査(土地履歴調査)



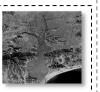
自然地形・人工地形分類

盛土、切土などの人工改変地形やかつての川の跡(旧河道)、扇状地などの自然地形について、地形図、空中写真をもとに調査

【地図・空中写真】



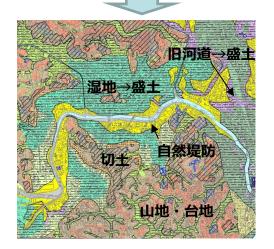




最新の地図

旧版地図

空中写真



【主な調査項目】

人工地形:盛土地、切土地、埋立地 他

自然地形:山地・台地、扇状地、旧河道

、湿地、自然堤防 他

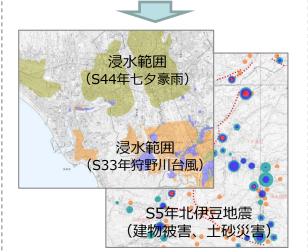
災害履歴

過去に発生した災害の浸水範囲、土砂災害の発生地点等の空間分布を過去の災害を記録した文献・資料等を もとに調査

【過去の災害記録】

- 〇浸水実績図(水害統計等)
- 〇気象庁資料
- ○災害に関する報告書
- ○自治体の災害履歴情報
- 〇災害誌、学術文献





【主な災害種別】

洪水、高潮、津波による浸水、地震災害(建物被害、液状化)、土砂災害 他

土地利用の変遷

100年前(明治期)と50年前(昭和期)における市街地、農地、森林などの土地利用を旧版地図、空中写真をもとに調査

【地図·空中写真】





旧版地図

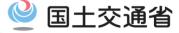
空中写真



【主な調査項目】

田、畑、果樹畑、樹木畑、森林、湿地、 建物用地、水部 他

土地履歴調査の成果提供・利活用



調査成果の提供

国土交通省 国土政策局 国土情報課

国土調査(土地分類基本調査・水基本調査等)ホームページ

URL: http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html

調査成果は、HPから誰でも閲覧・ダウンロードして利用することが可能



調查図•説明書



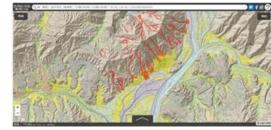
HP上で閲覧する利用者向けの画 像、pdf等の情報

調査図のGISデータ



GISを使った分析等での利用を 想定した機械判読可能なデータ

Web地図(地理院地図)



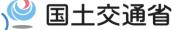
災害情報、空中写真などの他の地 理空間情報と重ね合わせた表示・ 閲覧が可能

成果の活用

- 土地に関する基礎的な情報として、土地利用計画、都市計画等の策定、防 災対策等
- ・地震の揺れやすさ、液状化の起こりやすさ等の災害リスク評価の基礎情報
- 土地取引の際の土地のリスク情報として活用され、土地取引の適正化に寄 与(重要事項説明等)



ハザードマップ



第7次国土調査事業十箇年計画(案)(令和2年度~11年度)(土地分類調査部分)

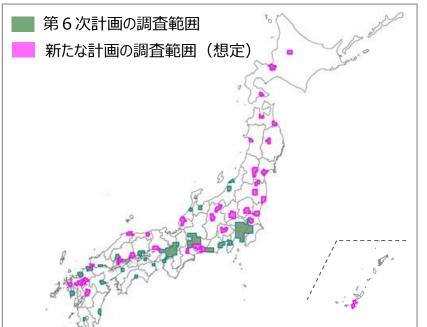
土地本来の自然条件や土地の改変状況、災害履歴等を把握するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量及び調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項は、次のとおりとする。

国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象(※1)に、20,000平方キロメートルとする。

土地分類調査の迅速かつ効率的な実施を図るため、解析技術等 (※2) <u>の進展を踏まえた効率的な調査手法の導入を図るとともに、地域の現況や災害リスク等を勘案し、緊急に情報整備する必要性が高い地域について優先的に実施する。</u>

本文中のアンダーラインは、第6次計画から変更した箇所

- (※1)第6次計画期間に未実施の政令指定都市、中核市、県庁所在都市等を想定
- (※2) 三次元点群データや高解像度の空中写真・衛星画像等やそれらの解析技術を想定



第7次計画完了時の整備状況

○土地履歴調査の実施面積					
18,000km ²	\rightarrow	38,000km ²			
○政令指定都市、中核市、県庁所在都市のカバー率					
57%	\rightarrow	100%			
○全国のDIDカバー率					
57%	\rightarrow	78%			
○全国の人口カバー率					
53%	\rightarrow	70%			